

## 岩倉市被保護者就労支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の6第1項に規定する被保護者就労支援事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の目的)

第2条 本事業は、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、被保護者の自立の促進を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、市とする。

### (支援対象者)

第4条 本事業の支援対象者は、保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者（高校在学、傷病、障害等のため、就労が困難な者を除き、現に就労している被保護者を含む。）であって、個別支援を行うことで就労等が可能な者のうち、本事業への参加を希望するもの（以下「対象者」という。）とする。

### (事業内容)

第5条 本事業において、次に掲げる支援を実施する。

(1) 就労支援として、以下の業務を行う。

ア 対象者の就労支援に必要な相談、助言を行うとともに、対象者の希望、能力、経験等にあった求人の情報収集を行う。

イ 履歴書の書き方、面接の受け方等について支援を行う。

ウ 対象者がハローワーク等で求職活動を行う際や、企業面接を受ける際などの同行支援を行う。

エ 対象者の就労支援について、ハローワーク等の関係機関と必要な連絡調整を行う。

オ 就労した対象者への職場定着等を図るため、本人の状況に応じた相談等のフォローアップを実施する。

カ その他対象者の就労支援のために必要な業務を行う。

(2) 稼働能力や適正職種の検討、就労支援プログラムの選定等に当たり、ケース診断会議を開催する。

(3) 地域における被保護者の就労支援体制に関する課題の共有や関係機関の連携強化を円滑に進めるため、ハローワーク等の行政機関、社会福祉法人、特定非営利活動法人、関係団体、企業等が参画する就労支援の連携体制を構築し、次について協議等を行う。

ア 地域の雇用情勢の把握、情報の共有

イ 地域の被保護者に対する支援の方向性

(就労支援員の配置)

第6条 本事業の実施に当たっては、市における被保護者の数その他市の実情に応じて、就労支援を専任で行う職員（以下「就労支援員」という。）を配置するものとする。なお、就労支援員は、被保護者の数その他の状況により、他の職種と兼務するなど、市の実情に応じた対応を行うことも可能とする。

(留意事項)

第7条 本事業の実施に当たり、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 基本的事項については、次のとおりとする。

ア 本事業を実施するに当たっては、自立支援プログラムに位置づけた上で、就労支援プログラムを策定すること。

イ 第5条第1項第1号の支援を実施するに当たっては、支援を効果的かつ効率的に実施するため対象者ごとに目標や支援内容を設定すること。また、対象者の状況や取組の実施状況を定期的に把握するとともに、必要に応じて支援内容を見直すこと。

ウ 対象者の状況を踏まえて、「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」（平成25年3月29日付け雇児発0329第30号・社援発0329第77号）に基づく生活保護受給者等就労自立促進事業等の自立支援プログラムへの参加が、より本人に適した支援であると判断した場合は、本人の意思を確認した上で、当該プログラムへの参加を促すこと。

(2) 就労支援を効果的に実施するため、年度ごとに就労支援プログラムの実施状況や目標の達成状況を評価、検証し、的確に見直すこと。

(3) 就労した対象者への定着支援については、就労後に本人の状況に応じて定期的に就労に関する相談に応じるほか、就労した参加者が職場の悩み等を話せる参加者同士の交流の場などの居場所を提供する等の支援を検討すること。なお、対象者が就労により被保護者でなくなっ

た場合については、生活困窮者自立支援制度と十分な連携を図ること。  
(4) 本事業の実施に当たっては、「被保護者就労支援事業の実施について」(平成27年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を参照すること。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。